六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉
七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
八　業績の適正な評価に資する情報
九　業務の成果及び当該業務に要した資源
十　予算及び決算の概要
十一　財務諸表の要約
十二　財政状態及び運営状況の機構の長による説明
十三　内部統制の運用状況
十四　機構に関する基礎的な情報
［削る］

［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］

（経理の方法）

第二十一条　［略］

2　機構は、機構法第十二条第二号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　［略］

二　機構法第十一条第一項第一号及び第三号に掲げる業務（石炭、地熱及び金属鉱物に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）並びに同項第二号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）

［削る］

三　機構法第十一条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）

［削る］

3　事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（経理の方法）

第二十一条　［略］

2　機構は、機構法第十二条第二号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　［略］

二　機構法第十一条第一項第一号及び第三号に掲げる業務（石炭及び金属鉱物に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）並びに同項第二号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）

三　機構法第十一条第一項第一号及び第三号に掲げる業務（地熱に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）

四　機構法第十一条第一項第四号に掲げる業務（石油等に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）

3　機構は、機構法第十二条第三号に掲げる業務に係る勘定の経理については、機構法第十一条第一項第一号に掲げる業務（金属鉱物に係る権利譲受け資金に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

2　この省令による改正後の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十条、第十条の二及び第二十一条の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この条において同じ。）及び事業報告書（同条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この条において同じ。）から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

備考　表中の［　］は注記である。

○国土交通省令第三十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条第四項第三号（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第百三十七条第一項、第百三十七条の二及び第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を改正する省令

航空法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十条第四項第三号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、附属書第三又は附属書第四の適用を受ける航空機とし、同号の基準は、それぞれ附属書第三又は附属書第四に定める基準とする。	3　法第十条第四項第三号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、附属書第三の適用を受ける航空機とし、同号の基準は、附属書第三に定める基準とする。